

## 利用規約

### 井上クリーニング株式会社

お客様に安心して井上クリーニング株式会社をご利用いただくために、当社の利用規約を必ず全文お読み下さいますようお願い致します。

#### 【規約制度】

##### [第1条]

当社をご利用頂く場合は、本規約の対象とさせていただきます。

#### 【利用資格】

##### [第2条]

当社と取引する上で、常時何らかの方法（電話・携帯・メール等）で双方向の連絡が取れるかつ利用規約に則ってご利用頂ける方とさせていただきます。

#### 【利用方法】

##### [第3条]

1. 前金制とさせていただきます。受付後レジ入力漏れや入力間違いがあった場合はお客様への確認をさせていただいてからクリーニング工程へと移らせて頂く場合がございます。
2. クリーニングにお出しになる前にポケット内の点検をお願いします。ポケットの残留物、同梱物についての責任は一切負えません。
3. ホコロビ・キズ・小さな穴などはクリーニング中に広がる場合がありますので、よく確認して店員にお伝えください。弊社の点検で発見した場合は工程途中であってもお客様にお戻しする場合がございます。
4. 顧客識別の為、品質表示やブランドタグ等にホチキス、安全ピンを使用し番号タグを取り付ける事がございます。但し、商品にラベル等がない場合

は、衣類に直接安全ピン等を使用し取り付ける事がございます。その際に発生するホチキス、安全ピンの通し穴は賠償の対象外となります。

5. コーティング品、プリント製品の樹脂部分が劣化している場合は、クリーニング中に剥がれが生じる場合がございます。当方の点検で剥がれが生じる恐れがあると判断した場合はお返しする場合がございます。また樹脂部分の劣化はクリーニング前点検では発見できない場合がございます。
6. 上下対の商品は極力一緒にクリーニングにお出し下さい。クリーニング頻度の違いによる上下対の品物の不具合については責任を負いかねます。
7. シミ抜き作業をしても落とせないシミもあります。またクリーニング工程中に浮き出てくるものや変色するものもございますので、あらかじめご了承ください。
8. 店内は限られたスペースでございますので、なるべくお早めのお引取りをお願い致します。またお引取りの催促の連絡をさせていただくことがございます。
9. お渡し予定日より1年を経過してもお引取りがないお品物につきましては、弊社にて廃棄する場合がありますので、予めご了承ください。
10. ボタン類や装飾品は取り外してからご依頼下さい。これらは洗えないものが数多くあります。これらの紛失、欠損は補償外となります。
11. お品物のお受け取りの際は、受付スタッフとの受け取り点数確認を行った上でお受け取りください。お渡し後の点数相違のお申し出はお受けすることができません。
12. 預かり伝票（引換証）は無くさずにお持ちください。預かり伝票のない場合は、お返しできない場合がございます。

13. 商品についている番号タグは必ず検品してからおはずし下さい。お客様の商品は全て番号本タグで管理しております。番号本タグが取り外された状態でのお問い合わせはお受けできません。
14. 万一当店のサービスにご納得いただけない場合においても、店頭や電話等にて担当者に迷惑や恐怖感を与えたと取られる行為があった場合、又は当社のサービス及び営業を故意に妨害したと当社が判断した場合、当社の裁量により 110 番通報等の対応をできるものとします。
15. クリーニング後の個人の感性や感覚等に関するお申し出があった場合、お渡し日より 30 日以内かつ未使用で番号本タグのついた商品に限り無料で再洗い・再仕上げをお預り時のコースで行わせて頂きます。
16. 「お渡し予定日」は予測不能な事態（作業中の災害や交通事情等）によりご用意できない場合がございますので予めご了承ください。
17. 購入時価格 10 万円を越す商品や特別なお品物は注文時にお申し出ください。※デラックスコースをお勧めいたします

#### 【取扱除外品】

[第 4 条] 当社では下記の内容は取扱除外品となります。

1. 濡れている。または、乾いていない衣類
2. 汚れ、臭いが酷いもの
3. ペットの毛が大量に付着したもの
4. 肌着・下着類・オムツなど
5. 汚物がついたままのもの
6. ドライクリーニングも水洗いも不可能なもの
7. 衣類の破損が酷く、当社がクリーニング不可能と判断したもの
8. 購入価格 1 点 20 万円を越す商品。※外注クリーニング可能
9. その他、当社が、洗濯表示がない、又はクリーニングが難しいと判断したもの

## 【賠償制度】

### [第5条]

クリーニングが発生し、万一当社に過失があった場合、クリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。

責任者判定を行うために、専門機関の鑑定等を利用した場合、責任の所在が使用者または製造者側などと判明した時は、その鑑定料を実費にてご請求させていただきます。責任所在の断定が難しい場合、当社では問題解決を目指す理由から、着用に耐えうる状態での商品の納品を最優先しております。

## 【事故原因所在】

[第6条] クリーニングの事故原因所在を以下の4つに大別します。

1. (A) クリーニング方法及び取扱い方法に過失がある場合
2. (B) 製造者側の企画・製造等に過失がある場合
3. (C) 販売者側の保管、管理方法などに過失がある場合
4. (D) 使用者側の使用方法、保管方法などに過失がある場合

## 【賠償範囲】

[第7条] 当社が(A)の事故賠償の責に応じられる一部を示します。

- a. クリーニング工程内での汚破損
- b. お品物の輸送中での汚破損
- c. 不明、紛失
- d. その他の損傷につきましては、専門機関の鑑定に基づくものとします。

## 【賠償対象外】

[第8条] 第6条 (B) (C) (D)の原因が明らかであり、当社が相当な注意を払ったにも

関わらず、事故を予見できなかった場合は賠償の責に及びられません。

### (B)製造者側の企画・製造等に過失がある場合

- ・経年劣化及び変化の著しい素材（ポリウレタン加工等）
- ・染色堅牢度の弱い素材で企画・製造されたお品物
- ・接着方法に問題のある素材で組み合わせられ企画・製造されたお品物
- ・熱セット性が弱い生地で企画・製造されたお品物  
(プリーツ加工やシワ加工等)
- ・クリーニング方法が異なる素材で組み合わせられ企画・製造されたお品物
- ・組成表示や洗濯表示に誤記が見受けられるお品物
- ・表示責任者の名称と連絡先の表示がないお品物
- ・通常の使用に耐えない素材で企画・製造されたお品物・通常のクリーニングに耐えない素材で企画・製造された商品  
(洗濯表示が全て不可表記商品・スパンコール・刺繍・ビーズ・プリント剥離・装飾品の破損・ボタン等の欠落及び破損を含む)
- ・縫製撚糸の弱い商品によるほつれやほころび
- ・その他企画・製造等に起因する事項

### (C) 販売者側の保管、管理方法に過失がある場合

- ・耐用年数の経過した商品の販売

### (D) 使用者側の使用方法、保管方法及び当店利用方法等に過失がある場合

- ・整髪剤・パーマ液・洗剤・漂白剤・バッテリー液・排気ガス等の化学薬品による変退色や脱色が見受けられる商品

- ・汗・日光・照明等による変退色や脱色及び汗・雨・家庭洗濯などによる縮み、風合い変化
- ・着用時に発生した破れ・ほつれ・糸引き等
- ・ボタンやファスナーなどの消耗パーツ等の欠落及び破損
- ・使用者保管中による損傷
- ・経年劣化及び変化によるもの
- ・海外購入品、海外直輸入品または組成表示・洗濯表示・表示責任者タグのいずれかが欠落した商品
- ・受付日より30日を経過し、受け取り遅延によって生じた損傷（保管サービスの場合は保管日数を加算する）
- ・お渡し日より1ヶ月を経過したとき
- ・その他これらに類する使用者による事故

#### 【賠償条件】

[第9条] 第7条に基づく賠償条件としては以下の通りです。

- ・当該商品お渡し日より30日以内に番号本タグ付商品に事故が判明しお申し出頂き、当社が事故扱いと認めた場合。
  - ・賠償金額算出の基礎となります商品購入価格については、購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、または手元がない場合につきましては、商品製造年月日を基準としたメーカーまたは販売店調査を行い、当時の参考価格を元に購入価格を決定させていただきます。
  - ・時価を超えての賠償、商品への付加価値（形見、ヴィンテージ品、プレミア品、贈答品、思い出品などの価値）の賠償には応じられません。
- インポート商品・ヴィンテージ商品等の衣文化・主観的価値の違いによる事故についての賠償も時価の範囲を超えることはありません。

・第5条において全損もしくはみなし全損扱いでの賠償がなされたときは、当該損害賠償品の返却はいたしません

・賠償金の支払と同時に事故物品を引き渡すときは、協議の上賠償額の一部をカットすることができます。

・購入価格1点（スーツ等は1着）が15万円を越す商品については、クリーニング注文時に店員にお申し出ください。受付時にお申し出の無い場合は、クリーニング料金の40倍を上限賠償額とさせていただきます。

・メーカーが製造物責任（製品欠陥により消費者が生命・身体・財産に損害を被った場合、製造者などに賠償責任を負わせる事。PL法）に任ずるよう、お客様に代わり事故賠償交渉を当社が行う場合もございます。

・お渡し予定の翌々営業日までに用意できなかったことにより生じた財産上の損害をクリーニング料金等の範囲内で賠償いたします

- ※主観的な価値である無形的損害賠償や精神的慰謝料などには応じられません。
- ※地震、暴風雨、雪などの自然災害や不可抗力による事故及び納期遅れは免責とさせていただきます。

#### 【規約内容の変更】

##### [第10条]

当規約は会員に事前の通知をすることなく本規約の内容または名称を変更することがございます。

この場合の利用条件は、商品お預かり時点の利用規約によります。規約内容変更にあたって、会員にその旨を広く周知する努力をするものとします。

**【協議事項】**

**[第 11 条]**

本規約に記載無き事項及び本規約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、お客様と当社担当員において相互信頼の精神に基づき、協議の上、穏やかに解決を図るものとさせていただきます。

しかし二者間において問題解決が難しいと判断させていただいた場合には、中立公正な第三者機関に申し立てをする場合がございます。弊社とお客様との紛争を裁判所において解決する場合には、弊社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。